

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名：八雲町水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和42年1月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	八雲町	職員数 (H23. 4. 1現在)	5人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェック

画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

## 2 財政指標等

資本費	84.6円（20年度）	財政力指数	0.288（20年度）
資金不足比率（健全化法）	0（20年度）	財政力指数（臨財債振替前）	0.273（20年度）
経常収支比率（％）	90.5（20年度）	実質公債費比率（％）	12.4（21年度）
		将来負担比率（％）	116.9（20年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成17年10月1日 合併前市町村：八雲町、熊石町〕町村合併は行なったが、旧熊石町には、上水道事業がなく会計の統合の統合はなかった。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	八雲町上水道事業公的資金繰上償還に係る経営健全化計画
計画期間	平成23年度～平成26年度
計画策定責任者	八雲町長 川代 義夫
既存計画との関係	八雲町財政健全化計画（前期）平成19年度～平成23年度
公表の方法等	議会への報告（H22.12月中旬）、ホームページでの公表（H22.12月中旬）
基本方針	八雲町行政改革大綱（平成19年3月策定）及び八雲町集中改革プラン（平成18年度～平成22年度）に基づき策定した八雲町財政健全化計画（前期）を基本に、住民に安全かつ安定した水の供給を図るため、簡素で効率的な経営体制を確立し、継続可能な経営基盤の確立を目指すため長期的な視野をもった改革を進める。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
		旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	2,157.0			2,157.0
	補償金免除額	227.4			227.4
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			2,379.9	2,379.9

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。  
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	河北簡水新設	2157.0			2157.0
合 計 (A)		2157.0			2157.0
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		2157.0			2157.0

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	配水管整備			425.0	425.0
	水源整備			1,954.9	1,954.9
合 計 (A)				2,379.9	2,379.9
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)				2,379.9	2,379.9

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。  
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。  
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。  
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本水道事業は、昭和42年1月1日に給水人口11,140人に給水を開始した。当初は、水源を河川からの伏流水としていたため、降雨時には、水質悪化に悩まされたことから、深井戸(地下水)に順次切り替え、現在はすべて深井戸に切り替えている。給水人口は年々減少傾向で今年度は10,986人となっている。</p> <p>平成13年度から純損失を生じていたが平成18年度に料金改定をし、基本料金が20%増(1,200円)超過料1m<sup>3</sup>当たり40%増(140円)の料金改定をしたことから、経常収支比率が平成19年度110.9、平成20年度105.5、平成21年度106.9となり類型d7平均とほぼ同程度である。</p> <p>このことから、累積欠損金は平成23年度で解消される見通しとなっている。平成19年度から21年度までは、3か所のJR線路横断の配水管布設替事業を実施し、大型事業はほぼ完了した。今後は耐用年数を経過した配水管の布設替えを平年ペースで実施していく。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 給与水準・定員管理の適正合理化</p> <p>経営状況の改善のために費用削減に努め、給与水準の適正化や基本給の独自削減、又時間外手当についても見直す必要がある。定員適正化計画も確実に実行してしていく必要がある。</p>
	<p>課 題 ② 料金水準の適正化</p> <p>平成18年度に平均23.3%増の料金改定を実施し、10m<sup>3</sup>あたりの家庭用料金は1,554円で、類似団体(1,488円)全国平均(1,474円)を上回っている。料金回収率も類似団体、全国平均を上回る101.95%であるが、収支の状況を見ながら、今後は平成26年度に20%の料金改定を実施し、経営の安定を図る必要がある。</p>
	<p>課 題 ③ 維持管理等サービス供給コストの節減合理化</p> <p>施設管理において、直営から管理委託するなど効率的な経営を進めるとともに、常に費用対効果を考慮し事業の計画的実施により、供給コストの節減合理化が課題である。</p>
	<p>課 題 ④ 資本投下の抑制</p> <p>耐用年数を経過した管路の布設替えは平成24年度までに完了する予定であるが、管路は3,500mほど残っており、年5,000万ほどの投資を見込んでいる。また、町民からの要望があり、未普及地域への新設管布設についても検討しているが、過度の投資とならないよう努める。</p>
	<p>課 題 ⑤ 資産の有効活用</p> <p>収入については、収支の状況を見ながら料金改定を検討するなどして、今後も安定した収入確保に努めるが、過疎化等の影響により、料金収入の減少が見込まれる。収入確保の課題を解決するため、資産の有効活用に努める。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度) (決算)	平成23年度 (計画第2年度) (決算)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率 <sup>※</sup> (%)		79.5	100.6	106.2	100.6	102.0	100.4 —102.8	101.7 —102.8	102.6	101.7	100.6
資本費 (円又は%)		79.7	78.4	79.3	84.6	82.4	83.5 —87.8	84.1 —87.8	87.8	88.6	88.6
総収支比率(法適用) (%)		85.3	105.9	110.9	105.5	106.9	105.0 —107.8	108.3 —107.5	106.6	105.0	105.0
経常収支比率(法適用) (%)		85.3	105.9	110.9	105.5	106.9	105.0 —107.8	105.5 —107.5	106.6	105.0	105.0
営業収支比率(法適用) (%)		95.8	122.3	130.1	122.3	120.8	117.3 —123.5	117.2 —122.7	121.9	119.9	119.9
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)		52.1	36.5	25.7	20.7	14.0	8.6 —6.0				
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)										
	うち基準内繰入金 (%)										
	うち基準外繰入金 (%)										
	資本的収入分 (%)										
	うち基準内繰入金 (%)										
	うち基準外繰入金 (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの) 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	地域により料金に違いがあったが、平成18年度からの水道使用料は、低かった地域の料金設定を見直し、他の地区の設定料金を適用した。それにより実質改定率は10㎡あたり23.3%となった。延長計画では下水道による増が見込まれるものの、高齢化等による減少を鑑みほぼ同額で見込んだ。5年毎の料金改定の見直しをすることとしている。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計からの繰入は、低所得者に対する使用料の減免部分(年額3～5万円程度)の繰入のみで、他の繰入は現在考えていない。また、経営指標等の繰入金には、繰入金の額が少額(年3～5万円)であるため数値としては、出てこない。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	布設替えの大型投資は平成21年度に完了したが、昭和41年度から43年度に布設した耐用年数の過ぎた配水管の更新がまだ2,593m残っているが、24年度までにほぼ完了する予定である。25年度以降は年3,000万ほどの事業費で耐用年数が到来する約1,000mの配水管布設替を予定している。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	①	八雲町の職員数は集中改革プラン(H18～H22)により削減されることになっている。内容は、事業毎ではなく八雲町全体(病院事業を除く)での計画となり、職員数の推移については、H18.4当初で303人をH23.4時点で276人、8.9%純減とするものである。直近では、H22.4.1段階で計画279人に対し277人となっており、H23.4.1現在では277人であり、平成23年度からの新たな計画においては平成25年4月1日の目標を269人としていますが、平成24年4月1日現在で267人となりましたが、引き続き職員数の削減に努力する。計画数値の早期達成に努める。H23以降の定員適正化計画は今年度中に策定する予定である。水道事業については19年度から2名退職し、不補充としているので、事務職3名、技術職2名となっており、工事関係、維持管理及び料金請求事務、窓口受付事務など最低限の人員で対応している。今後も補充の予定はない。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	①	全町ベースで職員給与表の見直しを行い給与の縮減を図る。また、一部の役職について、国家公務員給与水準より比して高い給与が支給されているため、平成23年4月に是正を検討。住居手当及び期末勤勉手当の率の割合についての見直しについては、職員組合と協議を進める予定である。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		
◇ 福利厚生事業のあり方		
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等		
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	③	当初計画と同様にシステム保守の取りやめ、旅費の見直しを実施、また同年途中から料金システムの更新に伴い借り上げ料の縮減、臨時職員を不補充としている。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	③	当初計画と同様にメータ検針、料金徴収の委託、平成20年度から浄水場の管理業務を直営から委託に切り替えた。また、指定管理者制度の有効活用の検討を今後図っていく。指定管理が可能な事業者の情報収集に努める。



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項目	IIの課題番号	具体的内容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	②	安定した収益を得るため平成18年度に料金改定を実施したが、今後の社会情勢（企業撤退・人口減少等）により収益が落ち込む可能性があるまた27年度から大型の事業も予定されており。そのため、平成26年度に20%の料金改定を検討している。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		予算決算を町広報及びホームページで、公表している。今後も住民にわかりやすい公表を心がけていく。
○ 行政評価の導入		平成19年度に行政評価実施方針を定め、平成20年度試行、平成21年度から本格実施をしている。
4 その他	④⑤	耐用年数の経過する給水管の布設替えについては年5,000万円の投資額を予定している。また、平成25年度以降に耐用年数が経過する管路約1,000mについては年3,000万円ほどの投資を見込んでいるが、下水道工事や道路工事と並行して事業を実施するなど経費の節減を図る。未普及地域への新設管布設については複数年度に事業を分散することで単年度の事業費を抑え、計画的に投資する。また、これまで銀行の決済預金口座で保管していた保有資金のうち余裕資金を町の他会計へ貸し付けし、増収を図る。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	当初計画より策定されている給与表の見直しについては延長計画期間も実施することとし、平成22年8月から平成23年7月までの間、職員給与6%の削減23年8月から24年7月まで10%削減、24年8月から5年間5.5%の減額を実施する。また、延長計画では事務の合理化に務め、残業時間を削減することで時間外手当を抑制する。（経営課題①と関連）
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	当初計画と同様に、一般会計からの繰入は、低所得者に対する使用料の減免した部分(年額3万円～5万円程度)のみの繰入であり、今後も同様とし、他の繰入は考えていない。
4 供給コストの縮減、見直し	当初計画から、業務委託を実施することでコストの縮減を図っているが、延長計画においても料金徴収や浄水場管理業務の業務委託を引き続き行うこととし、今後は指定管理者制度の活用を検討する。（当初計画③と関連）
5 資産の有効活用による増収	資産保有している資金約3億円のうち、余裕資金1億2千万円を、町他会計に貸付をし増収を図る。23年度は、病院会計に1億2千万円を貸付しており、効果としては40.4万円の利息収入している。（当初計画⑤と関連）

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	当初計画合計	平成25年度		平成26年度		延長計画合計
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画4年度)	(延長計画5年度)			
	累積欠損金比率	当初計画の目標値		15.8	7.7	0.5	0	0						
		(実績値)	25.7	20.7	14	6.0	0	0						
	企業債現在高	当初計画の目標値		933	977	975	974	974						
		(実績値)	890	923	942	921	942	921	941	919	941	918	939	915

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】															
	2	料金改定率														
		改善効果額(料金の適正化)		40	38	40.1	38	41	38	40	38	40	38	201.1	190	
		未収金の徴収対策														
		改善効果額														
		一般会計負担金の額														
		改善効果額(負担金の確保等)														
		資産の有効活用														
		改善効果額(収入増額)														
		その他( )														
		改善効果額														
	【経費の削減】															
	1	職員給与費の適正化														
		職員給与費(退職手当以外)		40	0.9	41	37	41	37.3	41	37	41				
		改善効果額		2.0	0.0	0.1	0.0	0.3	0.0	0.4	0.0	0.4	2.0	3.2		
給与水準			40	39	41	37	41	37.3	41	37	41					
	改善効果額		2.0	0.0	0.1	0.0	0.3	0.0	0.4	0.0	0.4	2.0	3.2			
	その他( )															
	改善効果額															
	3-4	維持管理費等		27	30	26	30	27	30	27	30					
	改善効果額(適正化)		6.3	5	6.1	5	6.2	5	6.2	5	6.2	5	31.0	25		
	工事コスト															
	改善効果額(縮減額)															
	その他( )															
	改善効果額															
	当初計画改善効果額 合計									234.1	218.2					
(参考)当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)										8.0						

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】															
		料金改定率														
		改善効果額(料金の適正化)														
		未収金の徴収対策														
		改善効果額														
		一般会計負担金の額														
		改善効果額(負担金の確保等)														
	5	資産の有効活用				0	120	120	120			120	120			
		改善効果額(収入増額)				0	0.5	0.3	0.4	0.3	0.3			1.8	1.5	
		その他( )														
		改善効果額														
	【経費の削減】															
	1	職員給与費の適正化														
		職員給与費(退職手当以外)				2.0	1.6	1.9	1.6	1.9	1.5	1.9				
		改善効果額					1.3	0.1	2.3	0.1	1.9	0.1	1.6	1.9	1.6	1.9
給与水準																
	改善効果額															
	その他( )				2.0	1.6	1.9	1.6	1.9	1.6	1.9					
	改善効果額					1.3	0.1	2.3	0.1	1.9	0.1	1.5	0.1	1.5	0.1	
	維持管理費等															
	改善効果額(適正化)															
	工事コスト															
	改善効果額(縮減額)															
	その他( )															
	改善効果額															
	延長計画改善効果額 合計 A									10.3	2.0					
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B									46.2	43.4						
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C																
A+B+C									56.5	45.4						
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)										0.2						

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度) (決算)	平成23年度 (計画第2年度) (決算)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )	1209	1204	1196	1156	1162	1173	1162	1164	1162	1162
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	5700	5700	5700	5700	5700	5700	5700	5700	5700	5700
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)	4107	5254	4430	4072	4450	4074	4500	3865	4500	4500
最大稼働率 (%)	72.1	92.2	77.7	71.4	78.1	71.5	78.9	67.8	78.9	78.9
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	120.15	147.3	152.16	153.9	154.16	155.11	157.47	154.58	157.47	155.75
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	151.12	146.38	143.23	153.01	151.2	154.46	153.17	152	153.51	154.89

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

平成21年度に統合の認可を受けており、平成29年度から事業統合予定。